

## 簡易専用水道

水道法では水道事業者の水道から供給を受ける水のみを水源とするもののうち、水の供給を受けるために設けられる水槽(受水槽)の有効容量の合計が10立方メートルを超える給水施設を「簡易専用水道」として規制の対象とし、その設置者は、自らの責任において適正な管理を行わなければなりません。

### 管理の基準

- A. 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。
- B. 水槽の亀裂等によって有害物、汚水等の混入がないように定期的に点検を行い、欠陥を発見したときは、速やかに改善の措置を講ずること。その他、地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときも速やかに点検を行うこと。
- C. 給水せんにおける水の色、濁り、臭い、味等の外観に注意し、これに異常があると認められるときには、必要な水質検査を実施し、その安全性の確認を行うこと。
- D. 給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときには、直ちに給水を停止し、また、その旨を利用者等に周知させる措置を講ずること。

### 簡易専用水道検査とは(水道法第34条の2第2項に規定する検査)

簡易専用水道の設置者は、1年以内ごとに1回、定期に、当該簡易専用水道の管理について、地方公共団体の機関または厚生大臣の登録を受けた者の検査を受けなければなりません。

この検査は、設置者自らがその管理の適否について、[専門的な知識を有する検査機関の検査を受けること](#)により、供給される水の衛生的な確保の実効を高めるために行うものです。

簡易専用水道の検査は、当該施設の設置場所において次のような検査を行います。

- 1. 水槽等、施設の外観検査
  - 水槽等に有害物、汚水等衛生上有害なものが混入するおそれの有無の検査
  - 水槽およびその周辺の清潔の保持についての検査
  - 水槽内における沈積物、浮遊物質等の異常な存在の有無についての検査等
- 2. 給水栓における水質の検査
  - 色・濁り・臭気・味等の検査や残留塩素の測定
- 3. 書類検査
  - 簡易専用水道の設備の配置及び系統図面、受水槽の周囲の構造物の配置図面、水槽の清掃の記録、その他の管理についての記録の整備保存状況のチェック

簡易専用水道の検査を毎年1回受検していただき、受水槽以下の給水施設から供給される飲料水が、汚染することがないように、適正な維持管理が行われるようお願い致します。